

滋賀県中小企業等賃上げ・人材確保環境整備応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、中小企業の経営改善や労働者の所得向上を図るため、県内中小企業等が行う計画的な賃上げや人材確保に向けた就業規則等の見直しに必要な経費に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 別表(1)に規定する範囲で、業種の判断は別表(2)によるものとする。
- (2) 就業規則等 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則のほか、これを構成する賃金規程等の諸規程、労使協定、労働協約およびこれらに準ずる事業所で働くすべての従業員に範囲が及ぶ職場における労働条件等の規律を定めた書面とする。
- (3) 社会保険労務士等 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条に規定する業務に従事する社会保険労務士または弁護士とする。

（補助対象事業者）

第3条 補助対象事業者は、県内に事業所を有する中小企業者（以下「補助事業者」という。）とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 労働基準法が適用される別表に規定する中小企業者であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に規定される風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (3) 補助金交付申請日の時点で破産、清算、民事再生手続または会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (4) 滋賀県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者またはその役員等が次の各号に該当する者である場合は補助対象としないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

3 過去に本補助金の交付を受けた事業者は補助対象としないものとする。ただし、主たる業務内容が異なる事業所については、2事業所を限度に補助対象とする。

（補助対象経費、補助率および上限額）

第4条 補助対象となる経費は、社会保険労務士等が行う計画的な賃上げや人材確保に向けた就業規則等の見直しおよびこれに係る調査に要する経費（消費税および地方消費税相当額を除く）のうち、知事が必要かつ適当と認めたものとする。

2 この補助金の補助率は3分の2とし、100千円を上限とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1－2号）
- (2) 誓約書（様式第1－3号）
- (3) 納税証明書または滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（様式第1－4号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定し、別記様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

（申請の取下げ期間）

第7条 前条の規定による交付決定の内容またはこれに付した条件に不服がある場合における規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金交付決定通知書を受けた日から20日以内とする。

（計画変更の申請）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して申請を行う場合には、補助事業の内容および経費の配分の変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助目的を損なわない軽微な事業計画の変更については、この限りでない。

（補助事業の廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業の廃止承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日または令和8年2月27日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第5－2号）
- (2) 就業規則等の写し（新旧）
- (3) 就業規則等を周知したことが確認できる書類

(4) 請求書の写し

(5) 領収書の写しなど、社会保険労務士等への支払いが完了したことが分かる書類

(6) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、第9条により補助事業の廃止承認を受けた場合は、同条による廃止承認申請書の提出をもって実績報告を行ったものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第6号による補助金の額の確定通知書を補助事業者へ送付するものとする。

2 知事は、第9条により補助事業の廃止を承認した場合は、同条の通知をもって額の確定通知を行ったものとする。

(補助金の支払い)

第12条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した日から起算して30日以内に補助事業者へ補助金を交付するものとする。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第14条 第6条の規定による補助金等の交付の決定は、第5条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

2 第11条の規定による補助金の額の確定は、第10条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、規則第7条の規定に基づく申請の取下げ、第8条の規定に基づく計画変更の申請、第9条の規定に基づく事業の廃止の申請および第10条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和6年2月29日から施行し、令和5年度分の補助事業に適用する。

この要綱は、令和6年8月7日から施行する。

この要綱は、令和7年5月23日から施行し、令和7年度分の補助事業に適用する。

この要綱は、令和7年9月25日から施行する。

別表

(1) 中小企業者の範囲

業種	下記のいずれかを満たすものとし、事業所単位ではなく企業等の組織単位で判断する。	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※ 資本金等が無い場合は従業員数のみで判断する。

(2) 業種の判断

業種	日本標準産業分類	
小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち	中分類 56（各種商品小売業）、中分類 57（織物・衣服・身の回り品小売業）、中分類 58（飲食料品小売業）、中分類 59（機械器具小売業）、中分類 60（その他の小売業）、中分類 61（無店舗小売業）
	大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち	中分類 76（飲食店）、中分類 77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち	中分類 38（放送業）、中分類 39（情報サービス業）、小分類 411（映像情報政策・配給業）、小分類 412（音声情報制作業）、小分類 415（広告制作業）、小分類 416（映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業）
	大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち	小分類 693（駐車場業）、中分類 70（物品賃貸業）
	大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業）	
	大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち	中分類 75（宿泊業）
	大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）	ただし、小分類 791（旅行業）は除く
	大分類 O（教育、学習支援業）	
	大分類 P（医療、福祉）	
	大分類 Q（複合サービス業）	
	大分類 R（サービス業<他に分類されないもの>）	

卸売業	大分類 I（卸売業、小売業のうち）	中分類 50（各種商品卸売業）、中分類 51（繊維、衣服等卸売業）、中分類 52（飲食料品卸売業）、中分類 53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）、中分類 54（機械器具卸売業）、中分類 55（その他の卸売業）
その他の業種	上記以外のすべて	